

出産1年以内のお母さんと赤ちゃんの育児をサポート!

八王子市の

産後ケア

産後ケア事業とは、出産後、お母さんの育児を支援するため、助産師等の専門職による母子ケアを提供する事業です。

「授乳がうまくいかない」「育児全般自信がないので相談したい」「無理なく育児をスタートするためにサポートしてほしい」そんな産後のお母さん向けのサービスです。

産後の体調を整え、安心して育児をするために、ぜひ産後ケア事業をご利用ください。

産後ケアではどんなことができるの？



お母さんのケア

- ✓ 産後の心身のケア
- ✓ 乳房ケア



赤ちゃんのケア

- ✓ 発育のチェック
- ✓ 健康状態のチェック



育児サポート

- ✓ 授乳や沐浴の相談・指導
- ✓ 育児相談

産後ケアの種類

宿泊型は7日分、通所型(ロング・ショート)・訪問型あわせて7回まで、合計で最大14日分利用できます。減免券の利用により、5回分に限り利用料金(自己負担分)から最大2,500円減額します。

施設に宿泊してケアを受ける

宿泊型

利用期間	産後4か月未満(施設によって異なる)	減免券の利用で 1日あたり 2,500円減額
利用料金	1泊2日 6,000円	
利用時間	施設によって異なる	
利用回数	6泊7日 分割利用可	

ご自宅に助産師が訪問してケアを受ける

訪問型

利用期間	産後1年以内	減免券 利用後料金 0円
利用料金	1回1,600円	
利用時間	2時間以内	
利用回数	通所型と訪問型あわせて7回	

施設で日帰りのケアを受ける

通所型 ロング

利用期間	産後1年以内(施設によって異なる)	減免券 利用後料金 500円
利用料金	1回3,000円	
利用時間	6時間以内	
利用回数	通所型と訪問型あわせて7回	

施設で日帰りのケアを受ける

通所型 ショート

利用期間	産後1年以内	減免券 利用後料金 0円
利用料金	1回1,300円	
利用時間	2時間以内	
利用回数	通所型と訪問型あわせて7回	

宿泊型・通所型・訪問型、どの種類との組み合わせでも5回分に限り減免後料金で産後ケアを受けられます。

生活保護利用世帯は証明書を、市民税非課税世帯は課税状況確認書(要申請)を持参することで利用料金が免除になります。

多胎のお子さんの場合、お子さん二人目以降の利用料金の自己負担はありません。

利用できる方

- ▶ 八王子市に住居登録のある産後1年以内の母子(利用登録については裏面参照)(感染症疾患に罹患、または入院加療の必要のある方を除く)
- ※流産・死産の方もご利用できます。

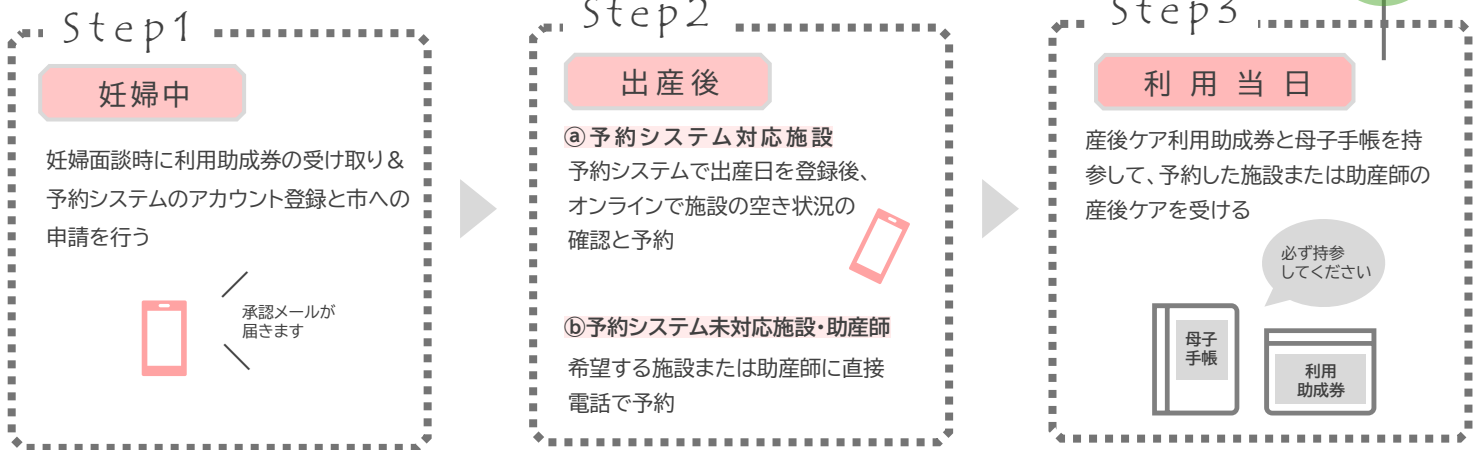


産後ケア実施施設・助産師はこちら

八王子市産後ケア事業サービス提供者は、二次元コードからご確認ください。



利用の流れ



利用予約について

予約システム対応施設

24時間受付(システムメンテナンス等の時間を除く)

予約システム未対応施設

月曜日から金曜日 (年末年始・祝日を除く) **9時～16時**

- ▶ 電話予約の際は、①利用希望日 ②出産日 ③出産時の状況 ④産婦連絡先・緊急連絡先 ⑤ケア内容の希望⑥その他サービス提供者に知っておいてほしいこと等をお伝えください。
- ▶ ご利用にあたっては、なるべく早めに予約をしてください。予約の状況により、ご希望の日程にご利用いただけないことがあります。申込期限は、施設によって異なるため直接お問い合わせください。※施設見学をご希望の方は、施設に直接ご相談ください。
- ▶ 助産師は移動中やケア中など、電話にでられない場合があります。着信を確認したら折り返し連絡いたしますが、留守番電話となる場合は「産後ケアの予約である」旨の伝言を入れてください。

利用当日について

- ▶ 「産後ケア利用助成券・減免券」を必ず持参してください。利用料金(自己負担分)は、サービス提供者にお支払いください。
※産後ケア利用助成券・減免券を持参されなかった場合は、助成・減免の対象となりません。(後日還付も不可)
- ▶ 生活保護利用世帯は証明書を、市民税非課税世帯は課税状況確認書(要申請)を持参することで利用料金が免除になります。持参されなかった場合は、利用料金(自己負担分)が発生します。

キャンセルについて

- ▶ やむを得ずキャンセルや日程変更をする場合は、原則として前日(土日祝休日の場合はその前の開庁日)14時までに、予約システム対応施設は予約システムからご自身で手続き、予約システム未対応施設および助産師は、サービス提供者に直接御連絡ください。急な変更はなるべくされないようご協力ください。キャンセル・日程変更の期限は施設によって異なるため、直接サービス提供者にご確認ください。

利用にあたっての注意点

- ▶ 産後ケアは産後の母体回復を促し育児手技を習得するなど、家庭での育児をスムーズに行えるよう産後の母子にケアを提供することを目的とします。医療行為や託児サービスは行えませんので、あらかじめ御理解の上、御利用ください。

お問い合わせ先 八王子市子ども家庭部こども家庭センター

▶ 利用料金や課税状況確認書のお問い合わせ

こども家庭センター総合センター 電話 656-8225
(明神町3丁目19番2号 東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟4階)

▶ その他のお問い合わせ

こども家庭センター大横 母子保健担当 電話625-9200 (大横町11-35 大横保健福祉センター内)
こども家庭センター東浅川 母子保健担当 電話667-1331 (東浅川町551-1 東浅川保健福祉センター内)
こども家庭センター南大沢 母子保健担当 電話679-2205 (南大沢2-27 1階 南大沢保健福祉センター内)

※こども家庭センター東浅川は毎月第2月曜日施設休館のため電話相談のみ

子育て応援サイト



産後ケア事業の詳細については、こちらから確認してください。